

令和5年4月1日以降採用
播磨町職員(任期付短時間勤務職員)
採用候補者試験実施要項

【受付期間】

持参 令和5年3月6日(月)以降随時
9:00~17:00(土、日を除く)
郵送 令和5年3月6日(月)以降随時

※合格者決定後、受付を終了します。

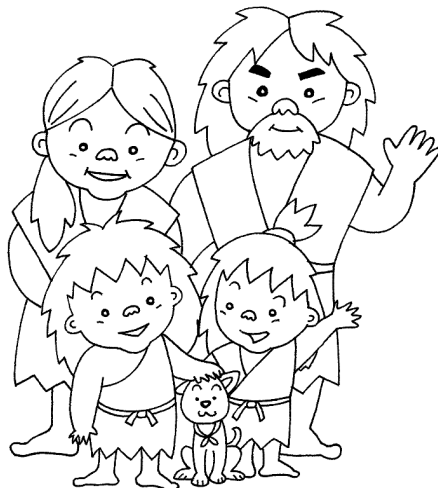
【試験日】

令和5年3月中旬以降

※受付時に日程を調整します。

【問合せ・申込先】

播磨町役場 総務課 人事係
〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号
電話 (079) 435-0355 (内線 209)



1 採用職種及び採用予定者数等

採用職種	職務内容等	採用予定者数	受験資格等
		配属先(予定)	
消費生活相談員	消費生活センターにおける相談業務、消費者啓発に係る業務、関係機関との連携・調整業務等	1人	消費者安全法第10条の3第1項に基づく「消費生活相談員資格試験」に合格した人(消費生活相談員資格(国家資格)を有する人)又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有する人(消費生活専門相談員(認定機関:独立行政法人国民生活センター)消費生活アドバイザー(認定機関:一般財団法人日本産業協会)消費生活コンサルタント(認定機関:一般財団法人日本消費者協会)等)
		産業環境課	
保健師 又は 管理栄養士	通いの場での健康教育・健康相談、訪問指導等、高齢者に関する保健業務全般	1人	次のア、イを全て満たす人 ア 保健師又は管理栄養士の資格を有する人 イ 令和5年4月1日時点で50歳以下の人
		保険課	

<注意事項>

- ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・全ての職種について任期付短時間勤務職員として採用する予定です。
- ・任期付短時間勤務職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条に規定される任用の期間を限った一般職の職員で、採用試験に合格した後は採用候補者名簿に登載され、令和5年4月1日以降に、3年の範囲内で任期を限って任用されます。
- ・任期付短時間勤務職員として任用された事実は、播磨町が今後行う他の職員採用試験において、いかなる優先権を与えるものではありません。
- ・活字印刷文による試験(マークシート方式を含む。)及び口述による試験を行います。
- ・合格基準に満たない場合は不合格となるため、実際の合格者数が予定人員を下回る場合があります。

2 申込方法・受付期間

<p>申込先 (問合せ先)</p>	<p>播磨町 総務課 人事係 〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号 電話 (079) 435-0355 (内線 209)</p>
<p>申込方法 添付書類</p>	<p>所定の受験申込書兼履歴書(裏面に氏名を記入した写真を貼付のこと)及び受験票に必要事項を記入のうえ、上記まで持参又は郵送してください。 また、お申込みに当たって必要な添付書類等は次のとおりですのでご注意ください。 なお、事務職員(一般行政職職)の場合は、添付書類は必要ありません。</p> <p>○消費生活相談員の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の資格又は同等以上の専門的な知識及び技術を有していることを証する書類(免許状の写し等) <p>○保健師の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師の資格を有していることを証する書類(免許状の写し等) <p>○管理栄養士の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の資格を有していることを証する書類(免許状の写し等)
<p>受付期間</p>	<p>(持参) 令和5年3月6日(月)～随時 平日9時～17時 (郵送) 令和5年3月6日(月)～随時 ※ 合格者決定後、受付を終了します。</p>

<注意事項>

- ・ 郵送で申し込まれる場合は、受付後に受験票を返送しますので、宛先を記載し84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・ 受験票は、持参の場合は即日交付し、郵送の場合は後日申込者あてに送付します。
- ・ 提出書類の記載内容に虚偽等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

3 試験の日時・場所・方法

(1) 筆記試験

- ①日時 令和5年3月中旬以降（受付時に日程を調整します。）
- ②会場 播磨町役場 第1庁舎 3階 会議室
- ③携行品 筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）、受験票
- ④試験科目 事務能力検査（50分程度）
- ⑤その他 応募者数によっては、書類選考を行う場合があります。

(2) 口述試験

- ①日時 令和5年3月中旬以降（受付時に日程を調整します。）
- ②会場 播磨町役場 第1庁舎 3階 会議室
- ③携行品 筆記用具

4 結果通知

決定後、郵便により通知します。

5 採用

この採用試験に合格した人は、採用候補者名簿に登載し、必要に応じて健康診断を行い、令和5年4月1日以降に採用の予定です。

6 勤務条件

(1) 身分

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第23号）第4条に基づく任期付短時間勤務職員

(2) 給与

播磨町職員の給与に関する条例（昭和61年条例第1号）並びに播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成29年規則第34号）の規定により、給料のほか地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当等が支給されます。

表記はすべて令和5年4月1日時点のものです。

①給料

初任給は下記のとおりとなっています。

なお、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。

職種	月額給与の基準 (3%の地域手当を含む。)
消費生活相談員	88,696円
保健師	147,682円
管理栄養士	81,241円

参考情報) 職歴10年を加算した場合

職種	月額給与の基準 (3%の地域手当を含む。)
消費生活相談員	122,356円
保健師	184,921円
管理栄養士	108,273円

②期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の見込みは下記のとおりです（勤務成績が標準の場合であり、勤勉手当は勤務成績により変動します。）。

区分		支給月数
期末手当	6月支給	1. 2月分※1
	12月支給	1. 2月分※1
	合計	2. 4月分
勤勉手当	6月支給	1. 0月分※2
	12月支給	1. 0月分※2
	合計	2. 0月分

※1 職員の給与による条例(昭和61年条例第1号)第26条第2項により期間率を決定します。

※2 職員の給与による規則(昭和61年規則第1号)別表第11により期間率を決定します。

③通勤手当及び時間外勤務手当等

通勤手当及び時間外勤務手当等の手当を該当者に対して支給します。

(3) 勤務期間

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第27号）により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、配属先や時期により変更となる場合もあります。

なお、標準的な勤務は次のとおりで、一週間当たり21時間、30時間又は18時間勤務となります。

職種	勤務する日	勤務時間	1週間の勤務時間
消費生活相談員	月～金曜日 のうち3日	9時00分から17時00分 (うち休憩1時間)	21時間
保健師	月～金曜日	9時00分から16時00分 (うち休憩1時間)	30時間
管理栄養士	月～金曜日 のうち3日	9時00分から16時00分 (うち休憩1時間)	18時間

(4) 休暇等

- ・ 休日（国民の休日及び年末年始の休日）
- ・ 年次有給休暇（勤務開始日、勤務日数に応じた付与日数となります。）
- ・ 特別休暇（夏季、忌引等）

(5) その他

兵庫県市町村職員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

（※ 管理栄養士の場合は、勤務時間数の設定により、加入しません。）

7 任期

今回採用予定の任期付職員の任期は令和6年3月31日までを予定しています（地方公務員法第22条第1項に基づく6か月間の条件付期間を含む。）。

ただし、勤務の実績や業務の都合等により3年の範囲内で任期を更新することがあります（更新に同意いただくことが前提となります。）。

8 受験手続等の問い合わせ、申出先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場 総務課 人事係

電話 079(435)0357(直通)